九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

福岡藩政史の研究 : 天保の改革（一）

檜垣, 元吉

https://doi.org/10.15017/2339060

出版情報：史淵. 40, pp.163-191, 1949-03-20. 九州大学法文学部
バージョン：
権利関係：

福岡藩政史の研究

天保の改革（一）

檜垣元吉

序言

天保年度は或は大鹽平八郎の亂によつて或は水野忠邦の改革によつて象徴される如く幕藩体制下の近世封建社會が全面的に破局に突入し又一面かゝる狀態から脱却せんが爲の劃期的轉換の行われた時代であつた。此の動搖と改革とを通じて幕藩体制に對する否定的要素―絶對制成立の條件が明確に地表上に現われ、斯くて時の勢既に定まると共に一方次代を擔うべき人物も登場し來つている。此の意味に於て天保度を中心として展開される諸問題は幕末史乃至明治維新史上に於ける最も重要なる課題でなければならぬ。

而して此の時代の歴史的推移は幕府たると諸藩たるとを問わず、その規模と遲速の差こそあれ概ね規を一にするものがあるが今此處に問題とせんとする福岡藩天保の改革の如き水野忠邦の改革に先んじて行われ、且つ其の近代的要素が幕府の改革に先んじて現われて居る点に於て注目に値する。封建社會にとつて全く異

質的後繼者が先づ地方に於て具体的に其の姿を現わしたのである。此處に我等は藩史の究明によつて先づその地域的特性を明らかにすると共に時代の本質をも必然的に把握し得る可能性を持つ。

福岡藩天保の改革は天保五年から七年に亘つて行われ、薩藩の調所笑左衞門による財政改革（天保九年以降）の刺戟によつて觸發された九州に於ける藩政改革の一つであるが、此等一群の九州に於ける改革事業が年代的に幕府の天保改革（天保九年以降）に先立つて居ることは、一般的な地方の歴史事象の如く外的要因によつて受動的に生起したものではなく、より多くその内的必然性に基くものであつたことを語るものである。斯くその自律性に基いて展開される時、地方史は獨自の歴史的意義を持ち得るであろう。

天保及びこれに先立つ文化文政年度は當時の封建的經濟が既に限界点に到達した時代であつた。故にその反映として時代的苦惱を物語る幾多の事件は此の時代を中心として一時に頻發している。

即ち九州諸藩についてみるも福岡に隣接する久留米藩が四十二萬石の、佐賀藩が二十萬石の空米切手によつて堂島の米穀市場を混亂に陷れたのは文化十一年であり、福岡藩も亦同年には藩債百萬を突破するに至つている。かゝる情勢は諸藩を驅つて苛斂誅求に赴かしめる結果となり、文化―天保の間は又百姓一揆の時代である。福岡藩も文化八、九年に及んで慶長五年藩祖長政の入國以來かつて經驗しなかつた百姓一揆をみるに至り、天保八年には隣藩たる豐前の小倉城が一揆の爲に燒かれる如きことがあつた。

天保十四年に記された「齋庭之穗」が武家の拂米を四百萬石とし、其の七割五分に當る三百萬石は利足米として大阪町人の收むるところであると傳えて居るが如きよく當時の大勢を物語るものであつて、この破局

を回避せんが爲に必然的に要請されたものが財政改革の爲の諸事業であつた。

先に述べた如く天保年度の當初に於て先づ改革事業に着手したのは薩藩であつて、彼の調所笑左衞門の偉業はよく人の知るところである。當時の福岡藩主は島津重豪の九男長溥であつて薩藩の改革着手に後れること四年、天保五年白水養禎を登用して藩政改革の衝に當らしめた。而して同五年佐賀、同九年には長州藩の改革、同十一年には奥平昌高（黑田長溥の異母兄、島津重豪の二男）による中津藩の改革が行われた。斯く諸藩特に薩長及び佐賀等の改革が一應結實し其の近代的軍備の擴充となり遂に德川幕府を打倒する要素となつて居ることは特に注目に値する。

福岡藩天保改革の特質

福岡藩に於てはその天保改革に先立つて二回の顯著な改革が行われて居る。即ち享保の飢饉の決定的打擊による財政破綻を拾收するのを其の使命とした寶曆明和の改革、更に寛政四年・六年—九年に亘る凶歲の後をうけた文化初年の改革が夫れで、前者は家老吉田久兵衞、裏判役山路次左衞門を中心とし、後者は家老久野外記、裏判役明石久左衞門によつて遂行されるのであるが、此の二回の改革は天保の夫れに比して其の性格の上に本質的相異を持つものであつて、從つて天保改革の意義は前二者と比較することによつて一層明らかとなる如き關係に立つ。

先づ改革の中心的人物について見るに寶曆明和の改革に於て事に當つたのは家老及び之に次ぐ裏判役たる

吉田、山路であつて身分的に當然藩治を擔當すべき人々であつた。文化の改革も亦其の中心人物は家老裏判役であつて、其の施策の如き兩改革何れも目的とするところは封建的体制の回復に在り且つ共に一應の治績を擧げてはいるが、その成功の原因は時流の必然的發展への認識に基づくものではなく、封建的範疇の框内に於て傳統的方法によつて改革を企圖したものであつた。要するに其れ等は本質的には反動政治であり、結果より見て一時的彌縫策に過ぎないものであつた。

具体的に云うならば寶曆明和の改革に於ては藩財政の建て直しに次いで奢侈の禁止、官制稅制の整備、國産の愛用、家中武士の救濟が主眼とされたが、之に伴つて御用聞商人の廢止（註）（寶曆十二年）が行われ、目安を書認めて意見を具申することをも禁止して居る（明和七年）が如きは此の改革が主として封建的政治力に依存し、商工業の犧牲に於て、或は農民の苛斂誅求によつて此の改革が强行されたことを物語るものと云い得るであろう。

註　御用聞　一、博多福岡に御用聞と號する町人あり、是は右に記せる（享保十七年飢饉の條を指す）大坂に上り銀米借用せし者、又はわけて其頃功ありし輩、兩市中より十人此役號を賜はり、年行事の格に等しからしめ、間御財用の事を與り聞かしめ玉へり。追て交代して務めけるが、寶曆十二年此事を止めらる。（「石城志」・卷十二）

文化の改革は時代の背景及び其の施策の實際に於て、福岡藩三大改革の中間に位する。即ち貨幣政策が改革の中心的問題となり、大阪町人との折衝がより重要性を增す一方、特殊産業の藩營が開始され或は德政類似の「米錢捨切」が行われるなど時代を反映する多くの事象が發見されるが、其の改革の理念に於ては極め

て封建的であり、政治力によつて經濟を統制せんとする傾向が強く、且つ改革の擔當者が上層武士である点寧ろ寶暦明和の改革と相通ずるものをより多く持つて居る。

水野忠邦はその改革の當初に當つて「たとひ御城下衰態を極め、今日の家職難相立、商人共難散仕候共聊不頓着」とした。即ち彼は其の株仲間の廢止、舊里歸農の策に現われた如く封建社會維持の爲には庶民生活—商業組織の破壞の如きは顧慮するところではなく又「享保は暫差置、先寛政度の通相成候得ば」と云い其の改革の基調とするところは寛政度への復古に存し、國民生活の進歩商工業の發達の如きは全く無視され、復古の中に其の改革の原理が求められている。傳統の權威こそは封建社會最大の支柱であつたが故に德川幕府の三大改革に於て享保には慶長元和が、寛政には享保が、天保には享保寛政度に復歸することが目標とされたことは又當然のことであつた。

此の点に於て九州諸藩の天保年度に於ける諸改革は之と趣を異にするものがある。今は叙述の便宜の爲に薩藩、福岡藩、中津藩に限定して述べることゝするが其の最も著しい特徴は其の政局の擔當者が何れも身分的に武士的性格の極めて稀薄な点である。薩藩の調所笑左衞門は茶道方、福岡藩の白水要禎は眼療方の醫師中津藩の黒澤庄右衞門はお茶の間坊主から拔擢されたものであつた。此處に彼等が封建的意識の束縛から脫却する契機を持つたことは先づ看過し得ないところである。

次に此等の新人物は江戸或は大阪に往來し或は居住してその經驗に基く廣き視野を持ち、その結果新しい世界觀に立脚した識見を抱いて居たと推測されることであつて、彼等の改革に現われる進歩性と近代性は此

處に胚胎するものであると考えられる。

改革の概觀

福岡藩天保の改革は其の藩政史上に於ける意義の大なるにも拘わらず極めて史料に乏しい。從つて之に關して援用すべき業績亦稀であつて勢ひ零細な斷片的史料を擧げつゝ叙述することゝなり、之を概觀することは極めて困難であるが、國史叢書所收の「浮世の有樣」(當時大阪在住の一無名醫師の見聞錄)は此の缺を補うに足るものであつて其の記載は概ね正鵠を得て、此の改革の全貌を理解するに欠く可からざるものである。

「筑前侯には、勝手向宜しからざる所より領内の醫を召出し、四百五十石を與へ士に取立て、白津要左衛門と名乘らせ勝手方を命じ、萬事是が計らひにて領中に課役を申付け、大坂にて館入の町人鴻池・加島屋を始め、悉く此等を踏倒し「頭書」筑前より役人來り大坂の館入を倒せしは壬七月の事なりし 新に天王寺屋忠左衛門錺屋六兵衛出雲屋孫兵衛などいへる者を引出し、新法を立てしに、忽ち領中に變を生じ百姓一揆の催あり。大坂へ運送せし米も直安ならでは買人なく、忽ち大手支となりぬ。是迄は大坂にて四藏物と稱し、筑前加賀安藝長州をば代る代る建物なりしに此度銀主を悉くへたり、年々上し來りしに十萬石余の米を納屋物となし勝手に賣捌かむとせしかども、堂島の手を離れて納屋物の事なれば一度に多く買ふ者なく、其上値段をも相場よりも五六匁づつ落さる。されども賣らざれば江戸の仕送りもなり難く、之を賣りしとて少々づつの事なれば、大に手支に及ぶ樣になりて必死とつまらざるやうになりて、家老はいふに及ばず、白津用左衛門も忽にしくじりぬ。さればとて人氣

一統に損ねぬる上なれば、今更如何ともなし難くて、大に困れる有様なり。笑ふべき事なり」

即ち福岡藩が財政窮乏の結果、藩醫白水養禎（藩政に參與するに當つて要左衛門と改名）を拔擢して財政改革に當らせた。

白水は先づ領内に重税を課し、一方從來御出入の町人として藩の財政を援け來つた六軒兩替の筆頭、鴻池、加島屋等の一流の大坂町人に對する藩の負債を踏倒し、新に二流の大坂町人たる天王寺屋、銕屋、出雲屋等と結んで藩財政の建直しを策したのであるが、事志と違い忽ち領内に百姓一揆起り、一方恐らくは天王寺屋等によつて有利に賣却する予想のもとに大坂に回漕した十萬石余の藩米は（恐らくは一流町人の締買其の他の妨害によつて）藏物として捌くこと能わず、納屋物に格下げして賣却するのやむなきに至つたが猶意の如くならず、遂に施すに策なく、彼を用いた家老も其の責を負はざるを得なくなり、白水の改革事業は忽ちにして水泡に歸したと云うのである。

大坂に在つて、忽ちに現はれ忽ちに失脚し去つた白水の事業を傍觀した場合には正に斯くの如くあつけないものであつたであろう。「浮世の有様」が言う如く白水養禎は江戸藩邸詰の眼療方醫師であり、彼をして此の改革に當らしめたものは藩の重臣久野外記一親であつた。而して養禎と共に登用され彼と共に御救奉行となつた花房傳左衛門の如きも無視出來ない人物であるが、これ以後藩内に於てはこの事件を白水養禎の改革と呼び又事實此の改革は彼の財政改革意見に其の端を發してゐると思はれるから彼を福岡藩天保改革の中心人物とすることは必ずしも不當ではない。

而して此の改革を觀察するに當つて最も我等の注目すべきものは白水を中心とする新吏僚がブルジョア的諸層から拔擢されて藩政の樞軸を掌握していることであつて、此處に封建的理を超えた政治の樣式が生み出され、此處に一度誕生した新しい政治の方式は、一白水の失脚と言うが如き表面的出來事にかゝわらず藩政の將來に向つて深き影響を與へている点である。

此の間の事情を明らかにする爲に、先づ此の改革の性格を決定した新しい要素—此の改革の推進力となつた人々について、又此の人々が登場するに至つた客觀的情勢について述べなければならない。

改革者の登場

封建制は社會的には身分社會であり職分社會であるが故に專制獨裁と、從つて愚民政策とは其の本質的なものであり、庶民に對しては無制限の隷從と無制限の貢納とが要求される世界であつた。

福岡藩に於ては元和元年には黑田長政によつて百姓に書物を書かする事を停止する法令が出され、その後、時として目安箱の制が設けられ（享保十八・寛保二・寶曆十二）下に向つて言路を開くことが見られないではないが、何れも凶歲等に際して一時的に衆庶の意見を求めたに過ぎず、又時として人材登用のことがあつても大幅の拔擢をみるが如きことはかつてなかつたところであつた。福岡藩に於ける此の封建的身分制は幕末に及んでも他の諸藩に比して頗る鞏固であり、福岡藩が時流に遲れ、維新に當つて元治慶應の間三條實美以下の五卿を懷にしながら何等爲すことなく終つた一因であると考へられる程であつた。

「御政治賣切れ申し候」（「嘉永明治年間記」）とは幕末の頃萬策盡き、時局を收拾し得ざる幕府を揶揄した落首であるが、我等は時代に取殘され創造力を失つた封建的爲政者の姿をありありと此處に見ることが出來よう。而して從來の方式によつては終に目前の危機を突破することの不可能を自覺した專制的支配者等はかつて批判獨創の生育する余地なき迄に盲從を强い來つた被治者の協力を求めるに至つて居る。

福岡藩に於ても所謂「存寄書」の多くを幕末に見出すのであるが、例えば文化十年銀相場が騰貴した時之が對策について廣く「御仕法存寄」の者を求め、之が農民を主とする郡方に向つても亦同樣に布達されて居るが如き其の必要の極めて切實であつたことを物語るものと言えよう。註

註　一、銀相場高直ニ相成候ニ付、下直ニ相成申候御仕法存寄候者御座候ハ者、不聞申上候樣被爲仰付奉長入候。兩村中ヨリハ右體御仕法之儀申上候者無御座候此段相違之儀不申上候已上

文化十年二月

上原孫一郎樣　御役所　　庄屋惣助

（「古賀・寒水村庄屋記錄」）

白水養禎　白水養禎が眇たる一眼科醫より身を起して一藩の財政を擔當するに至つた契機も亦、「三好家記錄」によれば「存寄申出候末」とあり、彼の財政改革に關する抱負が上司によつて認められたことが拔擢の直接の動機であつた。而して養禎の社會的地位は改革の性格を決定し且つ改革崩壞の一因を爲すものであるから先づ養禎の出自と其の登用に關する史料を揭げよう。

「天保五甲午　正月十三日白水養禎城代組眼醫白水養傳ノ父ナリ。有馬湯治相願大坂エ罷越居申候ヲ、江戸ヘ被ニ召呼一。平士ニ被ニ召出一、御合力米三拾

俵被ㇾ下、御家中并郡町浦御救一件請持被ㇾ仰付二人御禮席、百五十石充ル被ㇾ下」

（「綜合福岡藩年表」）

「白水養禎存寄申出候末還俗。要左衛門と改名外記殿本〻、裏判大塚權兵衛、勘定奉行三好彦太夫御救方添役十人、花房傳左衛門勘定奉行格ニ而引切請持、要左衛門申合事之取計手附之者モ余分ニ有之」

（「三好氏記錄」）

此の史料に從えば白水氏は城代組眼醫の家で養禎は其の眞の目的は他に存したかもしれないが有馬湯治を願い出、當時大阪に赴いて居たられることが知。而して其の間に彼の意見書の提出があり養禎登用の事が決定し彼は改めて還俗、平士に召出されて三十俵の祿を請け、御家中并びに郡町浦御救一件請持を仰せ付けられ二人御禮席百五十石の知行を與えられたのであつた。之に附隨して家老久野外記一親が財用本〻に任ぜられて改革事業を總括し、裏判役、勘定奉行等の新陣容が整えられたのであつた。

更に「福岡近世史年表」天保四年十二月廿四日の條によると

「外記於江戸家中并郡町浦救一件請持被仰付。明二月四日江戸立。花房傳右衛門勘定奉行格同御救請持。白水要貞御救受持。一同被差立三月三日福岡着。花房十二月廿七日御用ニ而急出府大坂出立正月十日江戸着」

とあつて白水登用には當時江戸に在つた久野外記が重要な役割を演じ、白水と共に花房傳左衛門が此の事業に參劃していることが知られる。花房は同じく「福岡藩近世史年表」によれば、是より先大坂藏元奉行に任

ぜられて居る人物で、財務に才幹ある官僚であつたと考えられる。

白水の藩政に登場する經緯は以上の如くであるが、福岡藩の眼療方御醫師に關して傳えられる一つの挿話を擧げることは白水の地位が實際に如何なるものであつたかを理解する助けとなるであろう。

福岡藩第十代の藩主齋溥は天保改革當時の藩主長溥の養父であるが、彼は早くより眼疾を病んで居たので之に關して支藩秋月では其の子女の間に次の如きことが語り草として傳えられ居た。（齋溥は秋月藩主黑田長舒の四男、入つて宗家を嗣いだ。秋月藩に此の挿話が傳えられる所以である。）

「福岡の大殿様は御目が惡いので須惠（福岡郊外の地名）の目醫者が伺うげな。末座の方に平伏して顏を上げて拜見するげな。夫れで冬になると鶴を下さるげな。」

（「筑紫史談」第十二集・山田新一郎氏「福岡易儲遺聞」）

と言うのであるが、主君の脈をみるに直接腕を握らず隣室から糸を引いて診察したとさえ傳えられる當時の醫師の地位が、家中の憫笑にしか値しなかつたことは以て想像に難くないところである。養禎本來の家祿は僅かに十五人扶持であつて其の名を御醫師の末に列ねて居たとは云え、改めて平士に召出され、其の名も要左衛門と改め稱されなければならぬところに彼の庶民的性格を明らかに見ることが出來よう。

松本平内　白水養禎が身を輕輩より起して藩政の樞機に參與したのと同じく、或は白水より更に下位から身を起して天保以後藩財政の上に至大の影響を與えた人物に松本平内がある。彼は文化十一年義父市助の跡を嗣ぎ、間もなく郡役所附となり、文政十一年四十歳の頃福岡藩の傳統的育兒策、產子養育方仕組について

改革を圖り、從來產子生育高五千余人であつたものを八千余人に增加せしめ先づ理財の才幹を顯わしたのを初めとし、天保改革に先立つこと一年天保四年生蠟仕組發起について登坂した。註（「楠野家記錄」「筑紫史談」第七十一・七十二集伊東尾四郎氏「松本平內事蹟」に據る。以下同じ。）

註

寫

生蠟之儀は御國產物第一ニ而大坂并戸々え賣捌候員數夥敷儀ニ有之、先年御仕組被相立置候得共、故障有之御取止メニ相成居候處、此節依御詮儀ニ芦屋町鷄卵會所ニおゐて生蠟仕組御取發ニ相成候ニ付、右爲取調郡代役所附松本平內塚田丈助猶船手之者取計等迄內味ニ承糺候上、此節嚴重ニ仕法相立兵庫表ニおゐて應見右近左衛門父清左衛門を御仕組之藏元ニ相立、同人より元ト銀并手代ヲも指下、尤會所え出荷之生蠟ハ大坂兵庫にて右之者共え賣捌爲猶見込ニ而は、江戸其外別口えも指向兎角生蠟相場引立テ拔歸御國民之ためニ相成候樣との御仕組ニ候得共、何々會所ニ出荷致賣捌之都合等相減ジ月分賣相段ニ不引合候ハ、何方え指登候共少茂御構無之候。且又是迄得意之問屋等えも指引筋有之者、會所え荷物指出候而ハ差支筋有之候ハ、、是又自分賣差免候則會所手數ハ右之通候條、猶委細ハ會所承合せ申候事。

八　月　（「楠野家記錄」）

木蠟は右に揭げた「楠野家記錄」にも見える如く當時に於て既に國產中第一位を占め間もなく藩營專賣の對象となり、以後藩財政最大の支柱となつたものであるが、この天保四年度の生蠟仕組發起に當つても松本平內が參與劃策し實質上重要な地位を占めたことは想像に難くない。

平內は更に同五年、改革着手によつて新に設立された博多會所取發に付いて登坂、盡力するところあつた。

翌六年三月士籍に列したのは積年の財政に對する貢献によつたものではあるが又新たなる改革事業への參與を意味して居たものと思はれる。

平内は其の後天保改革當面の問題であつた御救方請持となり、白水退陣後も或は鷄卵生蠟仕組引切請持を（天保十一年）或は家中借財道付方請持を（同十二年）仰せ付けられ、後鷄卵生蠟焚石其外國產物仕組請持となるのであるが（同十三年）彼が建議した焚石（石炭）に關する仕組は幕末に及んで窮乏の度を加へ行く藩の爲に一の富源を開拓したものであつて、時に失脚したこともあつたが、安政四年六十九歳に至る迄藩財政の爲に東奔西走し藩の危急を救うこと一再でなかつた。

平内の施策は後に詳述するけれども、要するに彼の實質的成功の原因は當時の經濟發展の線に沿つて資本主義的方式を導入し來つたところに在るのであつて、其の洞察は上層武士と基盤を異にする生活意識から生れ來つたものと考えられる。此處に見られる一つの飛躍を直ちに近代に向つての歩みであるとは斷定出來ないが、封建社會の中に胚胎された異質的な、而して生命力ある萠芽と見る時、此等天保改革の事實上の擔當者の歴史的意義は輕視し得ないものがあるであろう。

高橋屋平藏・龜屋藤兵衛　天保七年九月改革事業の瓦壞するに當つて事に當れる者は久野外記以下各々處分されたが、注目すべきは中に二人の領内町人が加わつていることである。即ち姫島に流謫された高島屋平藏及び所拂に處せられた龜屋藤兵衛が夫れである。

德川時代に於ける町人は必ずしも徹頭徹尾政治から隔絶されて居たものではなかつた。福岡藩に於ても領

内町人の或る者は藩初より程度の差こそあれ、少くも財政の面に於ては常に政治と接觸を保ち來つたのであるが元祿十四年一度藩札の發行を見て以來町人は特に貨幣の造出、金融の面に於て重要なる役割を果し來つた。併しながら事實上町人の直接的協力を得ることが如何に利便であるにせよ封建社會に於て町人をして藩政の要路に立たしめることは異例の事に屬する。

平野屋平藏に關しては彼が幕末の頃西下した僧月照を庇護した平左衞門の父に當り、又同じく平野屋を名乘り平助と稱する、恐らく彼と血緣ある者が藩當局に願い出て太宰府に於て米入札を行つたこと（天保二年「綜合福岡藩年表」）を知る外、彼が天保改革に如何なる位置を占めたかを知る史料を有しないが、龜屋藤兵衞は德川時代に於ける博多町人中最も顯著な足跡を殘した人物であつて、改革着手の天保六年大坂藏屋敷詰として、國產賣捌方支配を命ぜられ財用一切を掌つたと稱せられる。（彼の生涯に關しては多くの鄕土文獻があるが「筑紫史談」第廿九集伊東尾四郎氏「山崎藤兵衞事蹟」に詳傳がある。）

藤兵衞姓は吉田、文政二年山崎氏を嗣いだ。若冠の頃は伊萬里の陶器を東國に販ぐのを業としたが、文化六年廿三歲にして蝦夷に赴いて松前に商店を開き、物產會所の役員となつて居ること五年。文化十一年松前を去つて博多に歸つたが、此の頃博多織を江戸に賣弘めんと欲して苦心し、遂に市川團十郎に依賴して舞臺上で宣傳させ、博多織を一世に流行せしめたことは最も人口に膾炙して居る。

文政二年藩の產物會所設置に當り長崎江戸の交易を司る交易惣受持役となつたのが藩政に接近する端緒で、文政七年には江戸藩邸に小屋を賜わり、兩市中年寄格、同十二年御用聞町人格に進んだ。

天保三年一人扶持、ついで同五年十三人扶持を受けて居るのは松本平内の場合と同じく彼が新たに改革事業の爲に起用されたのを物語るもので、養禎の改革に於て彼が有力な位置を占め且つその重要な推進力の一つであつたことは想像に難くないところである。

要するに最後の二者こそは此の改革に參加したブルジョアジーそのもので彼等によつて養禎改革は一層その特性を明らかにしたと言い得る。

以上によつて改革に當つて新しく編成され、改革の實質的部分を掌握した吏僚群が身分的に如何なるものであつたかは一應了解し得ると思う。

改革以前の情勢

次にかゝる異質的要素が如何にして封建体制の中に受容れられたかについて顧みなければならない。

先づ藩財政の窮乏が養禎登場の背景をなしたことは改めて說く迄もないが、今改革直前の藩政を概觀すれば次の如くである。

文政元年後年迄能吏の聞え高かつた明石久左衞門等の人材が登用され藩政稍整うかに見えたが忽ち五年には退けられて居る。其の以後政局は絕えず動搖し文政十一年には國產仕組も中止されて產業の振興による難局打解策すら放棄され、有能なる官僚も專ら京阪商人と藩債折衝の面に活躍するに過ぎなかつた。此の狀態は改革着手の年迄繼承され、次に揭げる天保六年財用請持黑田淡路が大坂商人に向つて爲した「演說」の如

きは藩財政の積年の窮狀を如實に物語るものと言うべきであろう。

黑田淡路殿登坂之節御銀主中江演說之寫

一先代已來財用筋被及相談之處追々各方出精有之、去ル文化八年ニハ年賦之儀ニ付及相談、尙文政十三年林五三衞門及登坂借財之元十ヶ年置居之儀及示談之處、各承知有之候ニ付彼是ヲ以唯今迄兎ヤ角取續田來致シ必竟各出精連年出精故之儀與大慶被存候。然れ共返濟方之儀何分不被任心底ニ氣之毒次第ニ候。右之通差閊之末近年別而事多ニ有之其上隱居家督ニ付而は地旅餘分之物入ニ候間、舊冬も臨時出銀之儀被及相談之處各出精有之候故當分之間を被爲合候得共右代替ニ付而は代々仕來之通長崎表手當向をはしめ公務ニ掛リ候儀新製ニ仕替候儀餘多有之、并先年天災之節及大破候手當向船ニ造戻未相調急ニも有之候。此節代替リニ付右邊ハ勿論專一ニ嚴重ニ被相備候。彼是ニ而ハ連年差支之末此節尙又餘分之出財向分不被及手繰合必至と難相立極ニ心配被存儀ニ候。然事ニ借入之儀相談ニも相成候得共左候而ハ彌借用之處相嵩候のミニて返濟方ハ少しも出來不致、彼是何とも被致方も無之次第ニ付此節ハ屹度仕組被相立當季入財手元ニ而繰合有之筈ニ而專ら評議も有之、且一躰借財返辨方も唯今迄之通リニ而ハ必竟難相濟候間、追々屹度返辨之道相立候樣被致度存念ニ候へ共、外ニ取斗方も無之候間連年出精之末何分難申述儀なから、繰合少々相直リ候迄之間ハ借財之元利拂事當分被及斷、年々登來之米手許ニ而拂立繰合被相立度、左候ハヽ近年之內ニ少しハ甘き之道ニも可相成候間、右之通リ各々厚く勘辨有之候樣重疊賴被存候由。

四月十九日　（「山氣自聚抄」卷八）

我等は此の中に何等の自信も亦自尊心をも發見出來ないであろう。斯くの如く既に支配力と指導力を失つたかつての封建的支配者が一歩後退し新官僚群に其の地位を讓るに至つたのであるが、養禎等の出現には更に十分な條件が用意されていた。

即ち養蚕登場以前に於て改革事業はその緒について居たのであつて、養蚕改革と其の本質を同じくする頽勢搬回の爲の新しい積極的方式は既に天保二年に於て之を見ることが出來る。

天保四年、改革に先立つて大坂藏元奉行が復活され、又翌五年生蠟仕組が發起されたことは先に觸れたが之に先立つ天保二年月番久野外記によつて左の法令が出されて居ることは所謂養蚕時代の先蹤を爲すものとして注目に値する。

「天保二年十二月月番外記殿

一左之品々は是迄停止ニ候へ共、地合等丈夫ニて保チ方宜品も有之、或價下直之品も有之實用勝手宜趣ニ相聞、且博多織は御國産之事ニも候間已來左之通被差免候。尤品々之内ニハ銘々分限ニもより可申事故、實用欠略筋ニも可相成面ニハ着用勝手次第ニて候事。

一唐琥珀　右是迄野袴ハ御免ニて候へ共已來ハ袴相用候儀も勝手次第

一唐　茶　右是迄旅行之節定府ノ輩ハ御免ニて候處已來は袴野袴ニ相用候儀地旅共ニ勝手次第

一博多織　右是迄帶野袴幷生絹ハ御免ニ候處以來ハ右品々ニ限らす一切被差免候

一うす絹　一數寄屋縮　一京縮　右已來着用勝手次第

一竪　紬　但竪絹糸横木綿にて製候之分

右是迄上着ニも着用不相成候處、手織ニも致出來候品故已來上着ニ相用而も不苦候。尤竪横共ニ絹ニて紬と唱候分ハ不相成候。

一銀之髪道具相用候儀是迄停止ニ候へ共、右ハ實用勝手宜品相聞候間、已來諸士之妻子等銀之髪道具相用候儀被差免候。尤手込之品等ハ新製致間敷候。且又鑷甲之髪道具ハ是迄被差免置高料之分ハ不相用儀可爲、尤旨被相達置て候へ共已來新製致候儀ハ紛而被差留候。尤持來相用候儀ハ不苦候事。

一半禮者無禮陪臣衣服竪紬ハ是迄羽織等ニも相用候儀不相成候へ共手織ニも致出來候品故已來羽織并下着等ニ相用候儀ハ被差免候。妻子等も右ニ準下着ニ相用候儀ハ勝手次第ニ候。尤十歳已下之子供男女共上着ニ相用候儀も不苦可候事。但右は竪紬糸横木綿ニて製候分ニて竪横共絹ニて紬と唱候分ハ不相成候。

右之趣御家中一統可被相達候。卯十二月。」

凡そ德川時代中葉以後幕府、諸藩を問わず雨下された儉約令は枚擧の遑なく苟も改革事業にして節儉令を伴わないものは皆無と言わざる迄も極めて稀であつて、家屋衣服飲食の取締は唯に庶民に止らず、次第に窮乏化の度を加えつゝある武士階級に對しても亦奢侈の戒飭、質素節儉勵行の法令は常に布達された。然るに天保元年の大凶作の直後、重臣（林五左衞門）が上坂して藩債十箇年賦返濟の示談に努力しつゝあると言うが如き情勢下に（「山家自聚抄」卷八）事必ずしも重大ではないけれども斯くの如き放儻な施策を見ることは異數のことであつて且つこれが白水登場以後の政令と直接の繋がりを持つ意味に於て注目に値する。又此の布達が白水の直接の拔擢者と推測される久野外記によつて發せられて居ることは偶然とは考え難いのであつて、當時藩の主腦の間に到底傳統的方途を以てしては危機を打開することの困難なことが自覺され、時代の趨勢に順應して國民生活の向上を是認し、積極的に現實的財政政策を行うべしとする決意が存したことを予想せ

しむるものがある。斯くの如き背景の下に於てこそ始めて白水等登用の可能性が考へ得られるとも言い得るのである。

改革の内容

福岡藩天保の改革が「御救」を當面の課題として出發したものであつたことは久野外記が既に下國前、江戸に於て「家中并郡町浦救一件請持」を仰付けられ、同時に花房傳左衞門が勘定奉行格同御救受持、養禎は御救受持を命ぜられたことによつても知られるのであつて（「福岡藩近世年表」天保四年十二月廿四日條）當時は藩當局をはじめとして家中武士と言わず、郡町浦と言わず、深刻な危機に陥つて居たことが察せられる。特に文政末年から天保元年にかけての凶作は直接の打撃を與へたものと言うべく、文政—文久間の農事記錄たる「應年錄」文政十一年の條によれば彼のシーボルト事件の端緒となつた八月九日の大風によつて國中の轉家二萬、死者二百九十八、藩主の居館、矢倉も大破崩壞し「御國遠賀鞍手邊ハ竹之葉不殘眞白相成候由、一葉として青葉無之。年内ニ菜種子類花咲、麥芋子類凶作也。（中略）子八月廿三日之夜丑滿の比より又々大風。翌廿四日巳ノ刻迄吹。此兩度之風ニ早田、中晩田、晩田迄粒吹落誠其形如箒」「九州一統大變大キヽン也」と稱せられ、之に續く天保元年の「大凶作」と共に藩財政と領民の生活を危地に追い込む近因となつたものと思われる。

文政六年致仕した能吏として知られた井手伊明の如き、祿百石を食む家格であつたが若冠の頃は親以來の

不如意で地（藩内）旅（長崎・江戸・大坂）共御勤め相立ち難きの故を以て十箇年間諸勤御免を願ひ出なければならなかつた。當時既に法令あつて貧にして任に堪えない者は年限を限つて勤仕を免ぜられる慣習が一般に行われて居たからである。（「氏貫覺書」）

かゝる武士の財政窮乏は直ちに武士階級經濟の直接的負擔者たる農民に轉嫁され、更に資本の重壓は一層農村を疲弊せしめた。前述の如く文化の頃に及んで、福岡藩にもかつて見なかつた百姓一揆が勃發したのであるが、井手伊明が頭角を顯わしたのは、一揆の後動搖する農村をよく鎭壓し得たことによつてであつた。

農民が貢租の爲に身を賣り家を賣ると言うが如きことは德川時代後期には寧ろ尋常茶飯事であるから（九州大學・福岡高等學校藏「三苦家記錄」）省略するが、當時に於ける農民生活の實態を示す例として文政四年の郡方布達を掲げる。

「尙以早々順達可差返候。已上。

日田隈町京屋小三郎と申者江上坐郡先久喜宮觸拾六ヶ村借財有之相滯候次第ハ、先大庄屋角助全手元江引負ニ付、內濟之儀色々取計候得共、不致承知及公訴御八判を願請下奉掛御厄害候末ニ付、右京屋小三郎分家之者ともに以來取引筋曾而致間敷候。自然觸ニ而も心得違之者も有之ニおゐてハ急度一道申付候。且宿驛之外ハ一夕之宿たり共貸申間敷候事。

八月廿八日　　不居合　　三木惣兵衞

藪　彌三郎

早良志摩怡士大庄屋六人江當ル」

（福岡高等學校藏「三苦家記錄」）

即ち上座郡（今朝倉郡に屬す）内の村々十六箇村が日田商人京屋小三郎に對する借財を返濟し得ず、遂に公訴に及んだ事に關するものであつて化政度に於ける高利貸資本の農村搾取の好例である。

又後段に述べる如く天保改革の御救銀によつて農民が既に永代賣買或は質入した田畠を奪還せんとして居るが如きは亦改革直前の農村の窮乏を如實に物語るものである。

斯くの如く家中武士及び領民の救濟は焦眉の急であつたから、久野外記以下歸藩の翌月天保五年四月朔日には「御家中幷びに寺社共郡町浦御救之儀仰せ出され」（「綜合福岡藩年表」）同二日には久野外記によつて家中御救方仕組に關する細目が諸役中に達せられた。

天保五年午　外記殿　四月二日於大書院諸役中へ被相達

一御家中之面々勝手向及逼迫候ニ付是迄追々御救筋被仰出間近く去々辰年ニも銀切手拜借ヲ茂被仰付候へ共畢竟去ル子年大風後之家作等物入多其上翌五年ニは余分之押米を茂被仰付夫よりしてハ勝手向立直し候期も無之、旅勤等も打續諸色高直其外銘々無據入財等も有之彌增及差支此節ニ至必至と御奉公難相立面々も有之候段達御聽候。依之御救筋之儀段々御配慮被爲在候得共、御財用繰至而御六ケ敷御時節ニ付思召之通不被及御手候。乍然其儘ニ被差置候而ハ第一重キ長崎表御請持筋ニも相障り不容易儀ニ付、重疊御詮儀之上至而被成にくき御都合なから去ル子辰兩年ニ銀切手拜借被仰付置候上納押米不殘御免被

成、猶又此節知行切扶共勤休一統銀錢切手拜借被仰付候。右之通段ニ厚キ尊慮之趣重疊難有奉存銘々覺悟筋之儀ハ追々被相達置候。興雲院様仰出候御法令之趣ヲ根元と相心得乾度仕組相立候上ニ而者身上相應程人馬ヲも所持仕武器等も相嗜御奉公丈夫ニ相勤候様覺悟可仕候。尤勝手向假成ニ取續拜借ヲも相願ハす身上相應人馬ヲも所持いたし其外覺悟筋宜鞏ハ唯今之折柄厚志之儀ニ付追而格別可被及御沙汰候事。

一此節御救之儀委細ハ別紙相達候事。

別紙御書付

一此節御家中御救御仕法被相立銀錢之切手御貸渡被仰付候ニ付銘々入用高押米有無致勘辨可申出候。尤銀一貫目ニ付一ヶ年米七俵充當午年ゟ押へ上納被仰付候米直段依高下年限長短有之候事。

一諸士之悴之内知行切扶當り高被下部屋住勤被召出候面々江も此節拜借被仰付候。尤相續被仰付候節押米父子之分相重り候而指支無之様遂勘辨拜借相願可申候事。

一三人扶持已下御扶持方斗之面ニ是迄拜借不被仰付候得共此節ハ別義之御詮儀ヲ以拜借可被仰付併御扶持方之内ゟ引押へ候而ハ指支候ニ付現米上納仕拜借相願候て拜借可被仰付候事。

一去ル子辰兩年拜借被仰付置候銀切手之上納殘り從上御償被下候ニ付是迄百石ニ付九俵宛之押米當冬より御免被成候事。

一此節拜借銀切手ヲ以勘定所押根證文不殘請戻相納可申候。尤百俵宛ニ付拾貳貫五百目上のり被相立候ニ付俵數多少共右割合ヲ以夫々差引相立可申。

但開ニは銀主共出銀之次第によつて難澁之者も可有之候得共此節之儀ニ付重疊遂熟談候樣銀主共申付置候間其旨相心得可申談之事。

一義倉講御仕組銀拜借上納殘分此節拜借之銀切手ヲ以一同上納被仰付候事。

但錢銀員數町方引合可申候。尤當午年五朱之利分加へ上納被仰付候事。

一最前旅行ニ付拜借金二十ケ年賦上納分此節拜借之銀切手を以一同上納被仰付候事。

但金壹兩ニ付銀切手六拾五匁宛りニ候。年賦殘り銀ハ勘定所引合可申候事。

一是迄之銀切手者新切手被相渡候節より新古共同樣融通被仰付候。尤右切手出來次第引替被仰付候事。

一此節御仕立之銀錢切手幷古銀切手共是迄之通上納渡共御取用ニ相成候事。

一是迄融通被仰付置候銀切手追々御遣出之分ニて切手一樣ニ無之且ハ此節切手別段御仕立ニ相成事故右之錢切手ヲ以追々引替相成候筈ニ付夫迄ハ唯今迄之分御通用被仰付候事。

一此節御救御仕組之御米銀錢切手爲引揚月割ヲ以地拂被仰付候事。

一此節之御貸渡諸役所江も銀壹〆目ニ付七俵充之引當米差出候得者拜借可被仰付候ニ付繰合次第可申出候事。

一大休被仰付置候輩ハ御咎之身分ニ付此節御救筋難被仰付事ニ候得共格別之御慈悲ヲ以前條ニ相見候共子辰兩年拜借之押米ハ御免被成候。且又暮方及難澁差閊之輩ハ拜借ヲも可被仰付候ニ付一族中〻相願可申候事。

一此節之拜借上納年限相濟候得ハ繰返し拜借被仰付候事。

一惣而是迄郡方之面ニ所務米之内庄屋請合等銀主之者へ相渡致借財候内間ニは追々庄屋共致難澁候樣之儀も有之歟ニ候。此節御救ニ付而ハ銘々仕組相立已來右樣之儀も有之間敷事ニ候得共自然無據次第ニ而庄屋受合等差出させ候て猶又手堅く相心得庄屋共難澁之筋等無之樣可仕候。且又郡方切扶之面々共銀主共江借財差引筋不法之取計等無之樣重疊熟和ニ可申談候之事。

一右之外委細之儀者勘定所幷御救方承合可申候事。

右之趣諸士一統可被相達候　　午四月

即ち前文に於て家中逼迫の原因は次の如く要約されて居る。天保三年には銀切手の拜借仰せ付けられたが結局文政十一年大風による創痍を回復する能はず、翌十二年には餘分の公課をも賦課されて、以後挽回の期會はなかつた。加ふるに江戸參觀、長崎警備等の旅勤相繼ぎ、物價騰貴によつて更に生活を脅された家中武士中には公務に服し得ない者さへも生じ、斯くては長崎警備の重責をも遂行し得ない樣な容易ならざる事態に到達したと言うのである。

此處に於て文政十一年及び天保三年の兩度に亘つて借し渡された銀切手償還の爲の押米は殘らず之を免除し、新たに知行取たると扶持取たるとを問わず、又現在公務に從事しつゝあると閑地にあるとに關らず、一率に銀錢切手を貸與して勝手向を立直さしめ武士としての奉公に欠くるところなからしめんとしたものであつた。

更に家中御救仕法の細目に關しては

一、先づ銘々入用の高を押米*の有無を考慮して銀札の下附を申請する。その返濟は銀一貫目に付き一箇年米七俵の割で當天保五年から上納する。併し米價の高下によつて返濟の年限に長短を生ずる。

*當時藩士は通常百石に付き米百俵（三斗三升入）大豆三俵、計百三俵を與えられ、此中から賦課米十八俵一斗三升を控除された。押米とは此の控除米であるが、御救銀等の支給を受ければその償還の爲押米は增加する。

一、諸士の子弟中知行、切扶を給わり部屋住で勤務して居る者も拜借を許可される。併し家督を相續した場合には返濟の押米が父子の分重複して指支へない樣に考慮して願ひ出なければならぬ。

一、從來拜借を許されなかつた三人扶持以下の御扶持方のみの者も此節は特に拜借を許されるが少額の扶持の中から押米を差引かれては指支えるから現米を上納することゝして拜借を願い出でしめる。

一、文政十一、天保三兩年拜借の銀切手に對する返濟（百石に付九俵）の殘額は當冬の分から免除される。

一、今度拜借した銀切手を以て勘定所に保管せる借金の根證文を殘らず請け戻さしめる。百俵に付十二貫五百目の上のり（借金の追加）を認めその割合を以て差引せしめる。

此の項には但書が附帶して居て「但し聞には銀主共出銀之次第によつて難澁之者も之有るべく候得共、此節之儀に付き重疊熟談を遂げ候樣銀主共申し付け置き候間其の旨相心得申し談ずべきの事」と言うのであるが、此の但書によつて是より先家中武士の借金證文が債權者から勘定所に提出され、藩當局より此等債權者に對して債務者とよく熟談する樣通達してあることが想像される。（此の方法は家中借用銀

返辨仕組に常に見られる形式で管見では元祿十一年の夫れが最も古い。）

一、義倉講御*仕組銀を拜借し、返濟すべき殘額ある者は此節拜借の銀切手を以て上納する。但し錢の員數は町方と引合せ且つ當年五朱の利をも加へて上納する。

*文政十年四月廿九日、齋清初入ニ付五左衞門（秋）郷町浦ヨリ寸志銀差上。義倉講取起一件委敷遂才判候趣被賞。（「福岡藩近世史年表」）

一、是より先公務の爲の旅行によつて生じた拜借（二十箇年賦）も此節拜借の銀切手を以て上納する。但し金一兩に付銀切手六十五匁の割。

一、從來の銀切手は新切手同樣に流通すること。

但し新切手出來次第引替えを行う。

一、新銀切手及び舊銀切手は共に從來通り上納、支給何れの場合にも使用される。

一、是迄通用しつゝある銀切手は多種多樣であるが、新切手を以て追々引替えを行うから、それ迄現在の切手の通用を命ずる。

一、今度御救仕組の米銀切手回收の爲、月割を以て清算する。

一、諸役所に對しても銀一貫目に付七俵の引當米を差出せば貸渡銀札の拜借を許されるから都合つき次第申し出ること。

一、大休（譴責を受けて勤務を離れること）を命ぜられた者も、格別の慈悲によつて文政十二・天保三兩

借の押米を免除される。且つ生活困難の者は一族中から願い出でしめる。

一、今回の拜借は返濟年限が終れば再び繰返し拜借が許される。

一、地方在住の武士が庄屋請合で所務米を抵當として借金した場合、時として庄屋が難澁する場合があるようであるが、今度の御救に付いては各自方策を立てゝ庄屋共を困惑させる事のない樣にせよ。又地方に在つて扶持を受けて居る者共は銀主共に對して借財を差引かしめ又は不法のない樣懇談すべきである。

一、右の外詳細の事は勘定所並びに御救方に問い合わすこと。

以上が諸士一統に通達せられた家中御救の仕法であつた。

これによれば御救の具体的方法は先づ新銀札の發行によつて家中武士が負うところの公私各樣の債務を清算し、稍もすれば公務すら勤め兼ねる狀態に在る家臣團の生活を保障せんとしたのであつた。化政度より天保にかけては内憂外患の時代であつて、文化五年のフェートン號事件以來漸く外船の我が近海に出沒するもの多く、佐賀藩と隔年長崎警備を其の任としていた福岡藩が一朝有事の際を考うる時、その股肱たる家中武士の窮乏化を放任し得なかつたのは當然であつたと言うべきである。

併して家中御救の具体的方法としては藩札の發行以外に可能なる手段を見出し得なかつたと想像される。此の正當なる兌換準備なく發行され、且つ常に引換の停止或は札潰しを覺悟しなければならぬ藩札が圓滑に流通するとは如何に樂天的にして積極政策の信奉者なる彼等と雖も考へなかつたであろう。

要するに家中御救の爲に爲された藩札の發行は次善の道であつた。その間の消息は「浮世の有様」の記事にも現われている。

「或役所には少々の遊銀有之にぞ、其銀を元立てとし大坂にて銀子を借入れ其の銀を以て一家中の仕送りなし、暮に至りて何れも其物成を引取ぬることなれば、其首筋を押取りにて過分の利益を得ることにして聊かも損をなせる氣遣ひなしとて其事を始めぬ。御家中の者共も此度新に斯様なる新法立ちし故大いにこれを悦び下地より年來仕送りせし町人百姓共を大損かけその儘になして役所の金を借入れぬる様になりぬ。役所にては聊かの銀子を元立てにして外より銀子借入れ高利を貪らんと思ひしに、大坂は云ふに及ばず、外にても金子借入るゝことなり難く種々奸計を盡せども聊かも金貸しくるゝもの非ざれば大いに行詰りぬるにぞ、詮すべなき處より惡智慧を出し暴に新銀札を拵へて仰山にこれを貸付ぬ。家中の者共其銀札を以て町家にての買物代に拂ひぬるにぞ、町人共より其銀札を引替へに到りしに、素より引替える銀子なきことなれば直ちにその化を顯はしぬ。これによりて一統大いに騷出づる様になりて下地より通用せる處の銀札も潰れぬ。何れも銀札計り所持して金銀些も貯へざる者共は米買ひぬることもなり難く、銀札を持ちながら餓死をなす者仰山なること故、斯くては立行き難し、これ全く家老諸役人共不埒なる故この極に到れり。迚も餓死をなすことなれば一揆を起し切死すべしとて一群々々多人數寄集ひ其の催ありと云ふ。」

之に從えば當初は藩廳の遊金を死藏せずして適宜に運用し、之を基礎として大坂より銀子を借入れ、之によつて家中武士の生計を援助しその負債は年末に貢租によつて相殺する計畫が立案されたらしく、その結果

家中の者共は勢ひ年來金融を仰いでいた町人百姓との關係を絶ち、より有利な藩金を借入れるに至つたから從來武士と交渉のあつた町人百姓は之が犠牲となるに至つた。然し間もなく大坂其他よりの資金借入は困難となり遂に銀札の發行をみるに至つたと言うのである。

（未完）